

**鳥取県告示第 198 号**

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成19年3月5日	641	米子市米原六丁目14-1	有限会社柏葉商事	(1) 米子市勝田町1 (2) 米子市大谷町200